請書の受付を行います



者マニュアル」の一部を改正しました。したが、地域支援者を登録することができるように「災害時要援護ュアルに基づき、「災害時要援護者登録申請書」の受付を行ってきま々を対象とした「災害時要援護者マニュアル」を策定し、このマニ町では、平成20年7月に災害時に自力で避難することが困難な方

を町に登録ができるようになりました。受けられるようにするために、あらかじめ個人の情報と地域支援者活の中で周りからの支援を必要とする方が、災害時に地域の支援をこの改正により、ひとり暮らしの高齢者や障害者など、普段の生

が活用されました東日本大震災のと

3月11日の東日本大震災において、町では、地域支援者(民生いて、要援護者の安否確認等を行て、要援護者の安否確認等を行い全員の無事を確認することがい全員の無事を確認することが

[災害時要援護者とは]

地震等の災害が発生した場合であり、第三者の支援が必要なであり、第三者の支援が必要が困難であり、第三者の支援が必要ながあり、第三人のであり、第三人のとは、何らかの理由により情報であり、第三人のというには、

の世帯の方(75歳以上) では、おおむね次の基準に 町では、おおむね次の基準に

(方) 寝たきり(要介護3以上)

2

症状を有する方・認知症(要介護3以上)の

3

(1)(2)(3)(4)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)<

を受けている方 を受けている方 の交付

交付を受けている方6.精神障害者保健福祉手帳の

[地域支援者とは]

民の方々です。
民の方々です。
民の方々です。
災害時要援護者に対する普段

[登録申請の方法について]

(1·2級)

登録をする場合は、災害時要になります。

所・電話番号・緊急連絡先等)

録申請書の記載事項の中から、

なお、情報提供する内容は登

必要最低限度の情報

(氏名・住